



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報検討委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

少額訴訟判決で通販業者に支払いを命じた事例

本件は、通信販売業者が注文者(消費者)に発送した商品(映画のパンフレット)が注文した商品と異なるものであったため、消費者が少額訴訟によって売買代金16,000円の返金を求めた事案である。少額訴訟判決は、売買契約が合意解約されたと認定し、事業者に16,000円の支払いを命じた。

被害額が16,000円と少額であるが、消費者が泣き寝入りすることなく、また自身が本人訴訟で少額訴訟を提起して被害回復をしたという点が、消費者被害の救済を考えるうえで参考となる事例である。
(横須賀簡易裁判所平成30年7月18日判決・未登載)

原告：X(消費者)
被告：Y(通販業者)

事案の概要

Xは、関東地方在住の、古い名作映画のパンフレットやチラシ等のコレクターである。

Yは、近畿地方で映画パンフレット等の販売をしている。

Xは、インターネットでYのホームページを見て、2018年1月12日、有名女優主演の映画「α」(1950年代の外国映画)のパンフレット(A社刊)を注文し、支払い方法としてクレジットカード払いを選択した。Yは、同日Xの注文を承諾し、同日X宛てに商品を発送した。

翌13日、XがYから送られてきた商品を確認したところ、「α」のパンフレットではあったが、A社が刊行したものではなく、別のB社が刊行したものであった。コレクターであるXにとっては、A社によるC社のロゴマークが入ったものが価値あるパンフレットである。

そこでXは、同日(13日)、商品が注文品と異なることをYにメールで連絡した。Xは、念のため、Yに対し、14日0時16分、届いた商品の写真とYのホームページに掲載されていた商品の写真をメールに添付して送信した。

その後、同日14時1分、YはXに謝罪して着払いで送り返してもらえば返金する、クレジットカード会社(以下、カード会社)からの請求は支払っておいてほしいとメールを送った。同日このメールを受けたXは、翌15日に商品をYに発送した。

ところが同月20日になり、XはYから、商品が届いたが、それはYが送ったものではない、YはB社のパンフレットを取り扱ったことがない、YがXに送ったのはA社のパンフレットなので、それを返送してほしい、B社のパンフレットはXに返送した旨のメールを受信した。

Xは、同月23日にYから送られてきたパンフレットの受け取りを拒否し、消費生活センターに相談した。同日、カード会社に連絡して支払い停止の申入れをした。Xは、カード会社に証拠資料を郵送するなどして経緯を説明した。

その間、Yから再度パンフレットを発送した、今度受領しない場合は不要と解釈して破棄するとメールが届いた。Xは、消費生活センターから、証拠保全の意味で受領しておいたほうがよいと助言され、同年2月8日にYからの荷物を受領し未開封のまま保管していた。

しかし、同年3月22日になり、カード会社からXに調査結果の連絡があり、Yは注文の商品を送ったと主張しているがXの主張を認めないため、カード会社としてはYの主張には疑問もあるがこれ以上のことはできない、Xに裁判の意向があるならそのほうが良いということであった。そこでXは、クレジットカードの支払いに応じることにした。

その後Xは、Yのやり方は許せないことであり、売買代金の返還請求をしようと考え、簡易裁判所で少額訴訟手続きの説明を受け、同年5月29日、地元の簡易裁判所に少額訴訟を提起した。

同年7月9日に口頭弁論期日があり、Yは答弁書等を提出してXの主張を争ったが、出頭はしなかった。

口頭弁論に続いて司法委員*¹による和解が試みられ、Yには司法委員が電話で連絡を取ったもののYの主張に変化はなく、和解は成立しなかった。その経緯が直ちに司法委員から裁判官に報告され、少額訴訟は結審となり、判決言い渡しは同月18日と指定された。

同18日、Xの請求を認容する判決が言い渡された。理由の要旨は、次のとおりである。

理由

本判決は、YがXに発送した商品は本件商品(C社ロゴマーク付きのA社刊行の「α」の映画パンフレット)と異なるものであったと認定したうえで、Yは本件商品の代金として16,000円を受領したこと、本件売買契約は2018年1月14日(YがXに謝罪して着払いで送り返してもらえば返金するとメールした日)に合意解約されたことを認定した。

そして、本判決は、Yが「本件売買契約が解

約された後、Xから返品された商品はYが発送した商品とは異なる。YがXに、Xが注文した商品を発送したことは間違いない」と主張している点については、その主張を裏づける証拠はないとして排斥した。

解説

(1) 少額訴訟による被害回復を考えてみよう

消費者被害の救済方法として裁判があるが、費用や時間もかかること等から、敬遠されがちである。特に被害が少額の場合には、弁護士や司法書士に依頼するとその費用により、勝訴しても割に合わないという問題がある。だからといって、代理人を頼まず自分で裁判するのは、手続きが複雑で難しそうだと、結局泣き寝入りに終わりがちである。

そこで、本人訴訟によって簡易迅速に紛争解決を図ることができるように、少額訴訟手続きが設けられている。本件は、本人訴訟で売買代金16,000円の請求をして認められた事案である。

(2) 少額訴訟は自分でできる

この制度は、もともと代理人をつけずに裁判できるように工夫されている。まず、その概要を説明する。

この制度が利用できるのは、60万円以下の金銭請求の場合である。金銭請求に限られているので、商品の引渡し請求とか、金銭債務の不存在確認訴訟は含まれていない。

原則として、1回の裁判で審理を終え、直ちに判決が出される。また、判決の前に、和解によって解決される事案も多い。

加えて、少額訴訟判決に対しては、控訴はできない。不服申立ての方法としては、異議申立

* 1 司法委員(裁判所HP) <http://www.courts.go.jp/saiban/zinbutu/sihoiin/index.html>

てが認められている。異議申立てがあると通常訴訟の審理となるが、裁判官は同じであり、その判決に対しては控訴することができないなど、早期決着するように配慮されている。

本人による訴訟を前提としているので、手続きの概要や訴状の書式や書き方などについては、裁判所のホームページで案内している*²。

もちろん、簡易裁判所で相談することもできる。簡易裁判所には当事者双方向けに手続きの説明書が用意されている。説明書は、当事者双方に交付される。

(3) 少額訴訟の実際

本件のXは、地元の簡易裁判所でこの制度について説明を受け、提訴することにした。訴状は、簡易裁判所で入手した書式を利用した。

少額訴訟手続きの場合、審理は原則1回であり、いわば一発勝負ということなので、事前によく準備することが大事である。

まず、事実の経過は、時系列的に整理しておくことと裁判官も理解しやすい。本件の場合、訴状に事実経過(発注からのメールや電話でのXとY間のやり取り)を、一覧表のかたちで整理して添付している。

次に、少額裁判手続きも裁判であるから、証拠によって主張を裏づけることが必要である。本件の場合、「α」のパンフレット(A社のものとB社のもの、2種類)のカラーコピーのほか、XとY間のやり取りがメールで行われているので、一連のメールを印刷して時系列的に整理し、証拠として提出している。

証拠調べは直ちに取り調べ可能なものでなければならぬとされているので、すぐに確認や提出ができるようにしておく必要がある。本件では、Yから送られてきて未開封の状態でも保管していたパンフレットを裁判期日にXが持参

し、裁判官の面前で開封して確認してもらった。

Yは、答弁書や資料を提出してXの請求を争ったものの、裁判所には出頭しなかった。そこで、裁判官にはXからの説明が行われて審理されている。

少額訴訟手続きでは司法委員が参加しており、司法委員による和解が試みられて実際に和解がまとまることも多い。本件の場合も、裁判官によって審理が行われた後、和解が試みられた。司法委員がYに電話で連絡をとり、Yの主張や話し合いでの解決ができるか等について確認している。しかし、和解解決は期待できず、その旨司法委員から裁判官に報告されている。

そこで、判決を言い渡すこととなった。少額訴訟では、審理が終わったら直ちに判決を言い渡すのが原則とされているが、別に判決期日が指定される場合もある。本件の場合は、審理の期日が7月9日で、判決の言い渡しは7月18日となった。

本判決に対してYからの異議申立てはなく、判決はそのまま確定した。

判決確定後、XはYに対して判決に従って送金するよう送金先を指定する通知を出したところ、Yから全額送金されXの被害は回復された。

なお、任意の支払いがない場合には、強制執行手続きによることになる。強制執行の段階においても、少額訴訟債権執行*³について特則が置かれ、簡易裁判所書記官に申し立てればできることとなっている。詳しいことは、簡易裁判所に聞いてみるとよい。

(4) 消費者が少額訴訟の被告となる場合

このように、消費者にとって利用しやすいが、事業者も利用できる制度なので、逆に消費者が被告となった場合は注意する必要がある。答弁書を出さないまま欠席すると、欠席判決となっ

*² 裁判手続 簡易裁判所の民事事件Q&A(裁判所HP) http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html

*³ 少額訴訟債権執行(裁判所HP) http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/qa_kansai31/index.html



てしまう点は、少額訴訟も通常訴訟と同じである。

実際に架空請求の事案で、**参考判例**のように少額訴訟を提起された例がある*⁴。

その事案を少額訴訟手続きの観点から考えると、次の点が挙げられる。

まず、その事案の消費者は東京在住であったが、少額訴訟は大阪簡裁に提起された。少額訴訟手続きにおいても移送が認められる点は、通常訴訟と同じである。どこの裁判所で裁判をするのかは、たいへん重要な点である。

次に、被告は、少額訴訟で手続きをするか通常訴訟で審理をするかを選択することができる。少額訴訟の手続きの冒頭で、裁判官が、通常訴訟を選択できることを説明し、被告が通常訴訟を選択した場合は、その期日に通常訴訟としての審理が開始される。

そこで、被告の立場からみて、少額訴訟で決着をつけるか通常訴訟で審理するか、どちらの選択をするかという問題がある。

少額訴訟手続きは、上記のとおり、原則として1回の審理で直ちに判決を言い渡すという制約があるものなので、まったく身に覚えがないというような事案の場合、不向きである。原告提出の証拠の十分な検討や反論、証拠提出が必要となる場合は、通常訴訟での審理を行うこと

が必要である。

さらに、少額訴訟手続きでは反訴が禁止されている。そこで、反訴請求をする場合は、通常訴訟を選択する必要がある。そうしたことから、この事件では、通常訴訟での手続きを求めている。

なお、この事件では、担当裁判官は、地方裁判所で審理するのがふさわしい事件として、東京地裁に移送する決定をした。しかし、このような事案は少なく、多くは通常訴訟を選択した場合は直ちに通常訴訟の審理に入るので、少額訴訟によらない場合でも、十分に準備をしていく必要がある。

準備として、答弁書はもちろんであるが、主張を裏づけるための証拠も必要である。事実経過が重要になる場合は、時系列的に整理した陳述書も用意しておくとうい。

以上、原告となる場合も被告となる場合も、分からないことがあれば、まずは簡易裁判所に聞いてみるのが大事である。少額訴訟制度というのは、本人でできるように工夫された制度だからである。

参考判例

東京地裁平成17年3月22日判決(『判例時報』1916号46ページ、LEX/DB28102029)

ウェブ版「国民生活」2018年1月号「暮らしの判例」
(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201801_15.pdf)

少額訴訟について

少額訴訟は、1998年1月1日から施行された制度である。通常の裁判に比べて格段に簡易・迅速であることから、注目された。利用件数は当初の想定を上回り、1998年には8,348件であったものが年々増加し、2003年には18,117件となった。そこで、当初は訴額の上限を30万円としていたのを2004年4月1日から60万円に引き上げている。マスコミ等でも広く報道され、2004年の利用件数は21,761件に増加した。しかし、

2005年の23,584件をピークとして、その後利用件数は減少傾向にある。2014年には9,227件と1万件を割り込み、2018年には7,070件となっている。制度として定着したといえるものの、導入当初のように大きく報道されることがなくなったことが影響していると考えられる。2005年4月1日からは、判決後の強制執行をしやすくするため、少額訴訟債権執行制度も導入されて権利実現が図られている。活用が期待される制度である。

* 4 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201801_15.pdf